

6) 建築用仕上げ材

別表6 建築用仕上げ材

項 目	評 価 基 準 内 容
① 評価対象資材	再生資源を含有した建築用仕上げ材を対象とする。
② 品質・性能	a. 工業化された製品であること。 b. 各資材については、別表6-1の基準に適合していること。
③ 再生資源の含有率	再生資源の含有率は、別表6-1の基準に適合していること。 ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。
④ 環境に対する安全性	a. 原料および再生資源の原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。 b. 再生ペット樹脂及び貝殻等天然由来の原料以外の再生資源を用いる場合は、原則として原料（再生資源）が、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項に定める溶出量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出がある場合には、溶出が懸念される物質の基準に適合していること。 c. 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の6および第20条の7の技術基準で、使用制限を受けない材料であること。
⑤ 品質管理	a. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。 b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
⑥ 環境負荷	a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。 b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表6-2に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。

6) 建築用仕上げ材

別表6-1 製品の品質・性能基準及び再生資源の含有率

資材	品質・性能	含有率
タイルカーペット	「JIS L 4406 : 2008 タイルカーペット」の基準に適合すること。	製品の重量比30%以上（ただし、再生PET樹脂を再生資源とするものにあつては、繊維部分の重量比で25%以上）
既製調合モルタル (タイル工専用)	一般社団法人 公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能評価事業の既製調合モルタル（タイル工専用）の評価基準に適合すること。	製品の重量比で10%以上
既製調合目地材 (タイル工専用)	一般社団法人 公共建築協会の建築材料・設備機材等品質性能評価事業の既製調合目地材の評価基準に適合すること。	製品の重量比で10%以上
仕上塗材用下地調整材	「JIS A 6916 : 2014 建築用下地調整塗材」に適合すること。	製品の重量比で10%以上
建築用仕上塗材	「JIS A 6909 : 2014 建築用仕上塗材」の各品質基準に適合すること。	製品の重量比で30%以上

別表6-2 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	<p>ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。</p> <p>イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。</p> <p>ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。</p> <p>エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。</p> <p>オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。</p> <p>カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。</p>
-----------------	---